第二節　買受計画の認定等

（買受計画の認定の申請）

第五十三条　（略）

２　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期

二　一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る特定要除却認定マンションを含むものに限る。）の全部が特定要除却認定マンションであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンション（当該買受計画に係る特定要除却認定マンションを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期

（認可申請書の添付書類）

第五十八条　（略）

２　法第百三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション敷地売却組合（以下この章及び第百五条第七項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

第四章　敷地分割事業

第一節　敷地分割組合

（定款の記載事項）

第七十七条　第一条の規定は、法第百六十六条第十号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（認可申請手続）

第七十八条　法第百六十八条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

（認可申請書の添付書類）

第七十九条　法第百六十八条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認可を申請しようとする者が分割実施敷地となるべき土地の敷地分割合意者であることを証する書類

二　前号の土地について法第百六十八条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該土地についての敷地分割決議の内容を記載した書類

２　法第百八十三条第一項の認可を申請しようとする敷地分割組合（以下この章及び第百五条第九項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は事業計画の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

二　認可を申請しようとする組合が法第百八十三条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

第二節　買受計画の認定等

（買受計画の認定の申請）

第五十三条　（略）

２　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期

二　一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る要除却認定マンションを含むものに限る。）の全部が要除却認定マンションであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンション（当該買受計画に係る要除却認定マンションを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期

（認可申請書の添付書類）

第五十八条　（略）

２　法第百三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション敷地売却組合（以下この章及び第七十七条第七項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

３　（略）

（新設）

（新設）

（新設）